

第3回 SJAC講演会を開催

－米国輸出管理について－

7月16日、都内の共同通信会館にてコビントン&バーリング社のピーター・リヒテンバウム氏および森永一郎氏により「US Trade Control: Overview and Recent Developments」と題した講演会が開催されたので、その概要を紹介する。

1. はじめに

平成24年4月に米国航空宇宙工業会（AIA）からコビントン&バーリング社の米国輸出管理に関するエキスパートであるピーター・リヒテンバウム氏を紹介され、「Japan-US Aerospace Relationship: Trade Control Issues」と題する講演会を行った。その後3年が経過したこともあり所用で来日された機会を活用して、米国輸出管理の最近の動向などについて



講演者リヒテンバウム氏

講演をしていただいた。聴講者は、経済産業省、外務省をはじめ会員企業・団体34社から68名の参加があった。

2. 講演内容

講演資料は、1) 米国輸出管理の概要、2) 経済制裁、3) 開示と強制の3部門から構成されていたが、講演時間が限られていることがあり1) の米国輸出管理の概要が中心となった。

従来の防衛品目であったITAR管轄品の一部を商務省管轄のCCL（Commerce Control List）600シリーズに、宇宙部品はCCL500シリーズに移して、管理の簡素化を図っている。「Specially Designed（防衛用の特別設計）」については、「Catch and Release」という概念を用いて、防衛部品を含むものはすべて申請させるが、条件に合えば、すぐに承認するシス



講演会の様子

テムを取っている。また、新たに規制を追加するものとして、EARに関し5月20日付で Intrusion Software（侵入ソフト）へのライセンスや、ITARに関し5月26日付で外国企業に雇用される米国人への規制、ITAR/EAR共通として6月3日付で防衛サービス（Defense Service）の定義を狭めることなどが米国政府に求められている。ITARのもとでは、米国技術データを使って製造した防衛部品については許可申請が求められているが、定義がされていないなど課題がある。また、米国に在住している外国籍の者に技術やソースコードを

開示することはみなし輸出となる。ITARでは、帰化や永住権取得で国籍が変わっても、すべて遡って国籍が管理される必要があるが、EARでは、最終国籍だけがチェックされる。

講演の最後に、質問時間が設けられ、聴講者から質問を紙に記入する形で7件が寄せられた。輸出に関する一度きりの許可を取得しているが、最終利用者が変更になった場合、再申請が必要なのか、許可例外の資料は何年保管しておくのか、などの質問が出されたが、丁寧な回答があった。

〔(一社)日本航空宇宙工業会 国際部長 板原 寛治〕